



鳥取県公報

平成 27 年 7 月 14 日 (火)
第 8 7 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (506) (障がい福祉課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (507) (企業支援課) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (508) (中部総合事務所福祉保健局) 3
	指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (509) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (510) (中部総合事務所農林局) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (511) (西部総合事務所地域振興局) 4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (3 件) (512~514) (〃) 5

告 示

鳥取県告示第506号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成27年度鳥取県あいサポート運動ステップアップ推進事業プロポーザル審査会	県民があいサポート運動についてより理解を深め、障がいのある方に適切な配慮を行っていくための、リーフレット、パンフレット及び動画の制作を行う受託者の選定に関する事項	平成27年7月14日から同月31日まで	障がい福祉課

鳥取県告示第507号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号、第5号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルワ後藤店 米子市米原1480-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所
坂口合名会社 米子市尾高町66
- 3 変更する事項
 - (1) 店舗の所在地
変更前 米子市米原1480-2、1480-7、1480-15
変更後 米子市米原1480-2、1480-7
 - (2) 施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置
次のとおりとする。
 - イ 駐車場の収容台数
変更前 138台
変更後 83台
 - (3) 施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数
変更前 3か所
変更後 2か所
 - イ 駐車場の自動車の出入口の位置
次のとおりとする。
- 4 変更年月日
平成28年2月21日
- 5 届出年月日
平成27年6月22日
- 6 縦覧に供する期間

平成27年7月14日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を7の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第508号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月14日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人 鳥取夢未来舎	倉吉市上井 374-8	鳥取夢未来舎	倉吉市上井374-8	就労移行支援	平成27年7月 15日

鳥取県告示第509号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年7月14日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
合同会社エヌ リンク	倉吉市海田東 町431	就労移行支援事業 所倉吉仕事塾	倉吉市海田東町431	就労移行支援	平成27年7月 15日

鳥取県告示第510号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年7月14日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	八 田 哲	倉吉市上余戸155
〃	山 口 文 雄	倉吉市上余戸267
〃	平 岡 義 人	倉吉市下余戸174-3
〃	杉 本 訓 志	倉吉市下余戸42
〃	福 井 勲	倉吉市八屋165-1
〃	矢 木 康 雄	倉吉市八屋56
〃	福 井 莞 二	倉吉市伊木85

〃	田 中 哲 也	倉吉市伊木69
〃	福 田 秀 富	倉吉市山根455
〃	牧 山 俊 彦	倉吉市山根392
〃	伊 東 資 秘	倉吉市山根652
〃	福 井 春 光	倉吉市上井414
〃	砂 原 久	倉吉市上井386
〃	角 篤	倉吉市海田東町58-1
〃	福 井 憲 晶	倉吉市福庭262
〃	伊 藤 幸 長	倉吉市福庭1105
〃	野一色 利 忠	倉吉市福庭180
監 事	涌 嶋 孝 人	倉吉市上余戸135
〃	濱 本 德 一	倉吉市福庭町一丁目107
〃	涌 嶋 清 吉	倉吉市伊木142-2

平成27年5月24日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	八 田 哲	倉吉市上余戸155
〃	半 田 幹 雄	倉吉市上余戸287
〃	中 井 義 寛	倉吉市下余戸29
〃	平 岡 義 人	倉吉市下余戸174-3
〃	深 田 佳 洋	倉吉市八屋61
〃	福 井 勲	倉吉市八屋165-1
〃	福 井 莞 二	倉吉市伊木85
〃	田 中 哲 也	倉吉市伊木69
〃	福 田 肇	倉吉市山根444-6
〃	岡 本 洋	倉吉市山根397
〃	涌 嶋 正 起	倉吉市山根690-13
〃	福 井 春 光	倉吉市上井414
〃	砂 原 久	倉吉市上井386
〃	角 篤	倉吉市海田東町58-1
〃	濱 本 德 一	倉吉市福庭町一丁目107
〃	福 井 昭	倉吉市福庭40
〃	野一色 利 忠	倉吉市福庭180
監 事	涌 嶋 孝 人	倉吉市上余戸135
〃	涌 嶋 清 吉	倉吉市伊木142-2
〃	岡 野 克 美	倉吉市清谷596

平成27年5月25日就任 任期4年

鳥取県告示第511号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年8月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年7月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人結
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
峰村 慧
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市彦名町6646-25
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者および就労困難者に対して、就労の支援、職業能力の開発および社会参画に関する事業を行い、障がい者および就労困難者が夢や希望、生きがいを持って取り組めるような福祉と労働を一体化させた新規事業を創出し、障がい者の自立と福祉の向上に寄与する。
この法人は、社会と障がい者を「結ぶ」存在、社会と人々を「結ぶ」存在、既存の社会活動、特定非営利活動法人、NPO法人、市町村を横断的に「結ぶ」存在、即ちすべての人と人々を「結ぶ」存在として民間事業、社会活動の垣根を越えたプロボノ活動を促進し、地域社会の発展・活性化を図る。
この法人は、地域の人々が助け合い、支えあい、共に発展し豊かになっていく理想の社会実現を目指す。

鳥取県告示第512号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年8月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年7月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人えがおサポートLeaf&CHUCHU
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
藤澤 幸恵
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市新開六丁目11-16
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす親子が生き生きと笑顔で暮らせるために、「子育てしやすい街づくり」をテーマにして、子育て支援に関わる方々及び行政と共にサポートする場所を提供する。笑顔で子育てできる様、仲間づくりや地域交流などを通じて各種の子育て支援と共に次世代育成支援を行う。また、今課題とされるエコロジーや環境問題についても子どもの目線に合わせ伝える活動を行い家庭や地域の活性化に貢献することを目的とする。

鳥取県告示第513号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年8月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年7月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年 6 月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人びのきお
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
眞田 香壽美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市東福原八丁目24- 1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の支援を必要とする人に対して、在宅生活と社会参加を支援する事業を行い、地域で安心して自分らしく生きることができるよう社会福祉活動を通しニーズに添った支援及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第514号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成27年9月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年 7 月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成27年 7 月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なんぶSANチャンネル
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
野口 隆資
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町法勝寺377- 1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、南部町民が郷土に誇りを持ち、町の未来について積極的にまちづくりに参画していけるよう、地域に根ざした番組の提供を通じて貢献することで地域の発展に寄与することを目的とする。